

コロナに負けるな中小企業支援交付金 第二弾のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している町内中小企業者を対象に申請に基づき要件に該当した事業者には支援金を交付します。

【対象】 令和2年9月から12月までの間の任意で選定した1ヶ月の売上げが前年同月と比べ下記減少幅を満たし、かつ左記選定した1ヶ月の前年(令和元年9月から令和元年12月)同月の売上げが15万円を超えている法人及び個人事業主で、下記常時使用する従業員数に応じて交付を行います。

・対象者：申請時点において智頭町で事業を行っている者。

※持続化給付金を受けられた方は対象外です。

※R2年度に実施した「コロナに負けるな中小企業支援交付金」を一度受けられた方も申請できます。

【売上減少幅・常時使用する従業員数及び交付額】

常時使用する従業員数	100人以上	50人以上100人未満	20人以上50人未満	20人未満
業績減幅				
30%以上50%未満 ①	1,200千円	900千円	600千円	300千円
20%以上30%未満 ②	1,000千円	700千円	400千円	100千円

- (注意)・中小企業者とは、中小企業基本法第2条の規定によるものをいいます。
・給与等の主たる収入がある場合など、副業としての事業は対象となりません。
・中小企業者のうち次の業種は対象外とします。
金融業、宗教、発電業

【申請書類】 申請書兼請求書と次の確認書類を添付のうえ、申請してください。

- ① 交付金交付申請書(兼請求書)
- ② 確定申告書類
 - ・法人の場合 確定申告書別表一の控え
法人事業概況説明書の控え(両面)
 - ・個人の事業主 <青色申告>
確定申告書第一表の控え
所得税青色申告決算書の控え
<白色申告>
確定申告書第一表の控え
- ③ 令和2年分の対象とする月の売上台帳等

～以下は、役場会計課に口座登録をされていない方のみ必要～

- ④ 申請者と同一名義の口座番号・名義がわかる預金通帳の見開きページのコピー(※振込口座情報と同一通帳のコピー)
- ⑤ 振込口座情報

【申請期間】 令和3年6月30日(水)まで

【提出場所】 智頭町商工会に提出してください。

受付時間 平日8：30～17：15（※12時～13時を除く）

【その他】新型コロナウイルス感染拡大防止のため、商工会事務所内に入られる際は、マスクの着用・入口にて手指消毒をお願いします。

【問い合わせ先】 智頭町役場企画課 電話0858-75-4112

智頭町商工会 電話0858-75-0039

※参考

中小企業基本法第2条の規定に基づく中小企業者（中小企業庁HPより抜粋）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

日本標準産業分類

日本標準産業分類による分類項目名
A. 農業・林業
D. 建設業
E. 製造業
F. 電気・ガス・熱供給・水道事業（太陽光発電を除く）
G. 情報通信業
H. 運輸業
I. 卸売業、小売業
J. 保険業（金融業を除く）
K. 不動産業、物品賃貸業
L. 学術研究、専門・技術サービス業
M. 宿泊業、飲食サービス業
N. 生活関連サービス業、娯楽業
O. 教育、学習支援業
P. 医療、福祉
R. サービス業（他に分類されないもの）（宗教を除く）